

同窓会ゆかり会

支部会則

- 第1条 総 則
ゆかり会支部（以下、本会という。）と称し、本部を鹿児島純心女子短期大学内に置き、東京・大阪・福岡・奄美に支部を置く。
その他の地区に於ては要望に応じ、評議員会の承認をもって設置できるものとする。
- 第2条 目 的
本会は会員相互の親睦をはかると共に母校の発展に協力することを目的とする。
- 第3条 会 員
本会は正会員及び客員よりなる。正会員は本学卒業生、客員は現職員及び旧職員となる。
- 第4条 役 員
本会に次の役員を置く。
支部長・・・1名
副支部長・・・1名
会 計・・・1名
選任は各支部、または本部に任せる。
- 第5条 任 期
支部長・副支部長・会計の各役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第6条 運 営
1. 役員会は支部長が召集し、本会運営に関する事項を審議執行しこれを会員に報告する。
2. 旧年度活動報告・会計報告及び新年度活動計画を本部評議員会に報告する。
- 第7条 活動内容
活動は、各支部の実情にそって行うものとする。
- 第8条 会 計
本部が活動援助費として支給する。
- 第9条 会則変更
会則の変更は評議員会の決議による。
- 附則 本会会則は、平成12年4月22日より施行する。